

新型コロナウイルス支援策一覧

休業要請や外出自粛も延長されることとなり、私たちの暮らしや経済活動は、ますます厳しさを増しています。この度、少しでも皆様の支援につなげるべく、現在、国・県・市が準備している支援策をまとめましたので、ご活用いただけましたら幸いです。

個人・世帯向け

暮らしを支える給付・減免による支援

給付を受け取る	このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
	令和2年4月27日時点で 福岡市の住民 である方	世帯ごとに 10万円×人数分 を給付	オンライン申請：マイナンバーカード有⇒5/1～開始 郵 送 申 請：市から郵送される書類を返送⇒5月中旬以降 福岡市特別定額給付金相談ダイヤル 711-4301 9時～17時
	DV被害を受けており、 世帯主とは別に 申請をしたい方		専用窓口に通絡の上、申請書などの必要書類を提出 ※4月30日以降の届出も可能です！ DV避難者専用ダイヤル 711-4793 9時～17時（平日）
	令和2年4月分の 児童手当の支給 が されているご家庭		手続きは不要ですが、6月の現況届を忘れずに！ ※コールセンター開設予定です
抑える食費を	飲食店の デリバリーサービス を ご利用の方	1回1,000円以上の利用で 500円分のポイントか クーポンを還元 ※キャッシュレス決済のみ	本事業に登録をしている飲食デリバリー 事業者か、飲食店でご利用できます。 登録店舗は福岡市HPでご確認ください。 

支払いにお困りの方への減免	対象となる税金・保険料等	内 容	申請・問い合わせ先
	個人市民税 固定資産税	1年間、市税の 徴収を猶予 （担保不要、延滞金なし）	申請書と「収入や現預金の状況が分かる資料」を提出 東/645-1022 博多/419-1023 中央/718-1028 南/559-5169 城南/833-4026 早良/833-4317 西/895-7014 （各区役所の納税課）
	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料（65才以上）	所得および減収幅に応じて 保険料の減免・猶予	所得金額等に応じた個別の減免内容を相談の上、実施 東/645-1103 博多/419-1119 中央/718-1125 南/559-5153 城南/833-4124 早良/833-4322 西/895-7091 （各区役所 保険年金課 収納係）
	国民年金保険料	令和2年6月分までの 保険料の全部または一部の免除 ※7月分以降は、改めて申請が必要	申請書と所得の申立書を作成し郵送にて提出 （書類は、日本年金機構のHPからダウンロード可） 東/651-7967 博多/474-0012 中央/751-1232 南/552-6112 城南・早良・西/883-9962 （各年金事務所）
	水道料金 下水道使用料	水道料金・下水道 使用料の 支払延長	お住まいの区の営業所に問い合わせ 東/641-4875 博多/441-1491 中央/521-6155 南/541-4131 城南/831-1311 早良/831-1221 西/882-1311 （各区の水道局営業所）
	市営住宅の家賃	世帯の状況、収入の状況に応じて 家賃を減免	窓口への来所による受付、または郵送申請 ※郵送申請は、当面5月31日まで 福岡市住宅供給公社 業務課 福岡市博多区店屋町4-1 市営住宅センター2F 271-2562

【お問い合わせの際にはご注意ください】

①窓口は避け、電話や郵送、オンライン申請を活用願います。

②5月15日時点の内容であり、変更・更新される場合があります。

③各種お問い合わせは、遠慮なく右の市政相談所までどうぞ！

福岡市議会・福岡市民クラブ

田中しんすけ市政相談所

〒810-0014

福岡市中央区平尾2丁目3-21 城戸ビル2F

Tel:092-521-3650 Fax:092-521-5221



個人・世帯向け

家計が急変し、暮らしが切迫した方への支援

生活費の確保	このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
	休業や収入減 により 生活資金でお悩みの方	少額の費用を貸付 貸付上限： 10万円以内 （20万円の特例あり） ※無利子、保証人不要、償還期限2年以内	①電話で受付 ↓ ②借入要件を満たす方に申込書等を郵送 ↓ ③申請書は簡易書留で郵送 社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター 専用ダイヤル：791-7266 9時～17時（平日） 【緊急小口資金】【総合支援資金】
	失業 して 収入がなくなった方	原則3月以内の生活費用を貸付 貸付上限： 月額20万円以内 （単身世帯は15万円以内） ※無利子、保証人不要、償還期限10年以内	
住宅の確保	離職・廃業・休業等で 家賃の支払い に お困りの方	家賃の全部もしくは一部を 3カ月、行政が支払う ※9カ月分への延長制度あり	必要書類を下記に郵送 福岡市生活自立支援センター 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階 0120-17-3456 【住宅確保給付金】
	解雇や失業等により 社員寮等を退去したなど 住まい にお困りの方	原則6か月以内、最長1年間まで 市営住宅への入居が可能	必要書類を持参し、下記窓口にて申込 住宅都市局住宅管理課 福岡市博多区店屋町4-1市営住宅センター2F 283-1313
既存の制度	家計が急変し 小・中学校の費用 の 支払いにお困りの家庭	学用品費や修学旅行・社会科見学費等 の支給、給食費の免除	証明書類等を持参し、在学の学校事務室にて申請 在学中の小・中学校 または 教育委員会教育支援課 711-4693 【就学援助】
	あらゆる手を尽くしても 生活維持が困難 な方	生活保護として最低生活費より 収入が少ないときに、不足分を支給	保護課への相談 → 面接 → 申請手続き 東/631-2131 博多/441-2131 中央/714-2131 南/561-2131 城南/822-2131 早良/841-2131 西/881-2131 （各区保健福祉センター 保護課）
大学生向けの支援	コロナの影響で、 生活が苦しくなった学生 （家計急変）	令和2年4月～令和3年3月分までの 国民年金保険料の免除 ※特例適用の期間分の保険料は10年以内に 追納することで、将来の年金への影響はありません。	学生証のコピー、申請書と所得の申立書を作成し郵送 （書類は、日本年金機構のHPからダウンロード可） 東/651-7967 博多/474-0012 中央/751-1232 南/552-6112 城南・早良・西/883-9962 （各年金事務所）
		奨学金の給付	家計急変時期から3カ月以内に大学等に相談 ※詳細は日本学生支援機構HPを確認 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9時～20時（平日） 
	住民税非課税世帯 または 準ずる世帯の学生	授業料等の減免に加え、 奨学金を給付 （2020年4月からの新制度）	在学している大学等を通して申込み ※詳細は日本学生支援機構HPを確認 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9時～20時（平日） 